

2022年8月18日

鳥取労働局

局長 山本浩司 様

鳥取県労働組合総連合

議長 田中 暁

鳥取県最低賃金の改正決定について(答申)に対する異議申出

日頃より、労働者の暮らし、安全・安心の職場づくりにご尽力いただき、心より敬意を表します。

この度、鳥取地方最低賃金審議会は最低賃金改正にあたり、中央最低賃金審議会の目安を3円上回る33円の引き上げ、854円を答申されました。これは労働者・労働組合の要求と運動を一定反映したものとして評価します。しかし、この間、鳥取県労働組合総連合(略称：鳥取県労連)が求めてきた、低賃金労働者のくらし改善や地方経済の活性化にはほど遠い金額と言わざるを得ません。

日本の雇用労働者の4割は非正規雇用で、最低賃金はそうした立場の弱い労働者の暮らしを下支えする基盤でもあります。今年は、物価の上昇が止まらず、物価高騰が暮らしを直撃しており、主たる生計者が非正規雇用であるという事態が普通に存在するもとは、暮らしはさらに厳しい状況となっています。

今回の最賃額改正により、東京都との差は218円、隣接する県では、兵庫県106円、岡山県38円、島根県とは依然3円の差が生じています。そして、全国的には依然としてワースト2位です。この「地域間格差」は、地域の活性化や地元経済活動の損失にもなり、将来にわたって労働力を再生産できる賃金とすることが緊急に求められています。

この間、鳥取県労連と全国労働組合総連合中国ブロック協議会は、貴職に対し鳥取県の最賃額を1500円へ引き上げることを目指し、当面1000円にすること、全国一律最低賃金制度の制定を国に求めること等の要請を行ってきました。また、鳥取地方最低賃金審議会に対しても、今年の最低賃金審議にあたり、「貧困と格差を是正し、最低賃金の大幅な引き上げと全国一律制の実現を」の意見書を提出し、積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める提言を出していただくよう求めてきました。しかし、今回の答申額は、私たちが求めてきた引き上げ額には不十分な水準にとどまっていると言わざるを得ません。

よって、「鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に対し、改めてこの度の答申額を大幅に改善されるとともに、金額決定にあたっては、憲法25条に定める「健康で文化的な生活を営む権利」を具現する最低賃金制度の役割について再考のうえ、決定されるよう求めます。